

松田町 町長交際費取扱基準

(目的)

第1条 町長交際費に係る支出基準を定めることにより、町政に対する町民の理解と信頼を深めるとともに、町長交際費の公正で公平な執行を図ることを、目的とする。

(支出先)

第2条 交際費の支出先となる個人又は団体は、次のとおりとする。

- (1) 町の事務事業と直接かつ密接な関係又は今後町政発展に結びつくことが期待される関係にあるもの
- (2) 町政の伸展に功績があるもの又はあったもの
- (3) 災害・事故等のあったもの

町からの助成又は補助金を支出している団体へは原則として支出しないものとする。ただし、飲食を伴う行事に出席する場合はこれに限らない。

(支出区分)

第3条 交際費の支出は、その行為が今後町政発展に結びつくことが期待されるもので、原則として町長又は副町長が出席する場合とする。(町長の代理として出席する場合も、交際費の支出とする。)

2 交際費の支出区分は、次のとおりとする。

- (1) 会 費
行事の出席に要する経費 (案内文書に記載の額)
- (2) 御 祝
記念行事や祝賀会へのお祝いに係る経費
- (3) 弔 慰
葬儀等における香典、供物、生花等に係る経費
- (4) 渉外費
外部との公の意見交換又は折衝等に必要な経費
- (5) 見舞い
見舞対象者が一月以上の入院加療を要する場合に支出する経費
- (6) 餞 別
町の事務事業と密接な関係がある者の離任等に際し支出する経費
- (7) 接 遇
町長自ら主催する接遇に係る必要経費

(8) その他

上記以外の場合で、町政に対する協力者に謝意を示す場合など、交際上特に支出する必要があると判断された場合は、支出できるものとする。

(支出基準)

第4条 交際費は別表1・2に基づき支出することができる。

(基準の見直し)

第5条 この基準は、交際費の支出内容や支出金額については、社会経済情勢の変化に十分配慮し、適宜見直しを行うものとする。

(その他取り決め事項)

第6条 その他取り決め事項は次のとおりとする。

- (1) 会費の明示があるものは、その額とする
- (2) 会食を伴わない各種団体と各地区の行事への参加については、交際費の支出は行わない。
- (3) 補助金を出している団体には、祝儀は出さない。ただし、飲食を伴う行事に出席する場合はこれに限らない。
- (4) 町長の代理として出席する場合も、交際費の支出とする。
- (5) 案内状に「政治資金パーティ」と記されたもの、または政党名や後援会名などが記されている催物の会費については、出席者の私費で対応する。ただし、足柄上郡選出の県議会議員等の催物については、交際費により対応するものとする。
- (6) 神社主催の例祭等に関しては政教分離の観点から対応しない。
- (7) 支出にあたっては、公平性を欠くことのないようにする。

(交際費支出状況の公表)

第7条 この基準により支出した交際費は、毎年6月30日までに前年度の交際費支出状況を町ホームページ上にて公開するものとする。

附則

この基準は、令和7年5月19日から施行する。

別 表 1

支出区分	支出対象・内容	支出金額等
会費	会費を必要とする研修会、会議、会合、懇親会への参加に係る経費	会費相当額 金額指定のないものについては、5,000円とする。ただし、近隣市町村と均衡を図る必要がある場合にはその調整額とする
慶祝	各種団体等の総会・大会・式典等に対する祝儀に要する経費 また、懇親会・祝賀会等で、原則として飲食を伴うものへ出席する場合の実費相当分の経費	3,000円から10,000円 ただし、近隣市町村と均衡を図る必要がある場合には調整額とする ※町からの助成又は補助金を支出している団体へは原則として支出しない。ただし、飲食を伴う行事に出席する場合は実費相当分の経費を支出する。明示がない場合は5,000円を支出する。宿泊を伴う場合は10,000円を支出する
弔慰	自治功労者、町政関係者等の死亡に関してのもの	別表2による 家族葬においては、受取拒否を除き支出する
渉外費	表敬訪問若しくは要請・陳情又は来客等に伴う町特産品、手土産、記念品その他の贈答に係る又は町政運営上必要と思われるときの経費	相当額
見舞い	見舞対象者（議会議員、近隣市町長、特別職（3役））が一月以上の入院加療を要する場合	10,000円
餞別	町の事務事業と密接な関係がある者の離任等に対するもの	20,000円を限度とする
接遇	町長自ら主催する会議等（会食等の食事費用については、各事業の食糧費より支出する）	相当額

別 紙 2

対象者	香料	生花	弔辞	見舞金	備考
自治功労者	30,000 円	○	○		弔慰金として報償費より支出。別に交際費より 10,000 円支出
町議会議員	10,000 円	○		5,000 円	
町議会議員の配偶者、実養父母、実養子	5,000 円				同居のみ
町特別職、教育長（3 役）	10,000 円	○		5,000 円	
町特別職（上記以外）	5,000 円			5,000 円	非常勤
町職員	10,000 円	○		5,000 円	
国会議員、県会議員	10,000 円	○			
他市町村長（経験者を含む）	10,000 円	○			
他市町村長（現職）の配偶者、実養父母、実養子	5,000 円				
町内小中学校長、園長	10,000 円	○		5,000 円	
元町議会議員	5,000 円				

◎ ○は対応するもの

◎ 自治功労者については、弔慰金 30,000 円を報償費から支出

◎ 見舞をする範囲は、議会議員、近隣市町長、特別職（3 役）とする。

（お見舞いについては、一月以上の入院とする。）

◎ 家族葬においては、受取拒否を除き支出する。